

令和 5 年度

事業計画書並びに収入支出予算書

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 事業計画 | P 2 1 ～ 2 3 |
| 2 | 一般会計収入支出予算書 | P 2 4 ～ 2 5 |
| 3 | 特別会計福祉基金収入支出予算書 | P 2 6 |

令和5年度 事業計画

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過し、ようやく収束の兆しが見えてきましたが、長引くコロナ禍で孤立や孤独状態の住民が増加し、児童虐待の通告件数は過去最多となっています。また、最近では急激な物価上昇が家計を圧迫し、困窮世帯の生活は厳しさを増しています。

このように社会が大きく変化するなか、地域住民の抱える課題はますます複雑化・多様化し、地域住民や多様な主体が役割をもち支え合う「地域共生社会」の実現に向け、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員への期待がさらに高まっています。

川崎市民生委員児童委員協議会では、コロナ禍にあっても「新しい生活様式」を踏まえた様々な工夫と模索を重ねながら活動を継続してきました。令和4年12月の一斉改選により新たに約400名の委員が委嘱されましたが、未だに多くの地区で欠員が発生し、民生委員児童委員のなり手確保が大きな課題となっています。

令和5年度は新体制のもとで組織運営が円滑に行われるよう、行政や関係機関と密接な連携を図ります。さらにアフターコロナを見据えた持続可能な民生委員児童委員活動の方向性について検討を進めてまいります。

〔重点項目〕

1 民生委員児童委員活動を支える民児協の運営

常任理事会、理事会及び各委員会・部会の充実と活性化を図るとともに、一人ひとりの委員がやりがいをもって活動できるよう各区・地区民児協と連携し、民生委員児童委員の活動を組織として支えます。

2 研修事業の計画的かつ効果的な実施

民生委員児童委員の資質向上を図り、特に、新任委員が民生委員児童委員の職務と役割を理解し地域福祉の担い手として活動できるよう、各種研修を全国民生委員児童委員連合会の研修体系に基づき、計画的かつ効果的に実施します。

3 民生委員児童委員活動の理解と普及啓発に向けた広報の実施

民生委員児童委員の知名度を上げ活動の理解促進のため、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」における取組等を通じてPR活動を展開し、制度の普及啓発や活動の広報に取り組みます。

4 災害に備えた体制づくり

頻発する自然災害に備え、平時から自主防災組織等と連携・協力しながら要援護者の状況把握や支援体制づくりを推進します。

〔事業内容〕

1 組織の運営

- (1) 理事会の開催
- (2) 常任理事会の開催
- (3) 監事会の開催
- (4) 正副会長会議の開催

2 部会・委員会活動の推進

- (1) 主任児童委員部会の開催
- (2) 研修企画委員会の開催
- (3) 情報誌編集委員会の開催

3 研修事業の実施

- (1) 常任理事視察研修の実施
- (2) 中堅（2期目・3期目以上）民生委員児童委員研修会の開催
- (3) 児童委員研修会の開催
- (4) 主任児童委員研修会の開催
- (5) 新任民生委員児童委員研修会の開催
- (6) 地区民児協正副会長・会計研修会の開催

4 顕彰、互助事業の実施

- (1) 顕彰式典の開催
- (2) 互助給付事業の実施

5 大会の開催及び広報・啓発事業の推進

- (1) 川崎市民生委員児童委員大会の開催（川崎市との共催）
- (2) 「川崎民生委員児童委員情報」の発行
- (3) 民生委員児童委員制度の意義とその活動を広く社会にPRする取組

6 地域に根ざした事業の推進

- (1) 見守り活動及び災害時要援護者支援事業の推進
- (2) 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取組及び子育て家庭への支援の推進

7 福祉基金の運営

- (1) 福祉基金運営委員会の開催
- (2) 福祉基金果実の運用

8 全国・関東ブロック関係大会・研修会等への参加

- (1) 全国民生委員児童委員大会
(令和5年11月21日～22日 広島県・広島市「広島グリーンアリーナ」他)
- (2) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会
(令和5年9月7日～8日 新潟市「ANA クラウンプラザホテル新潟」)
- (3) 指定都市社協・民児連連絡協議会
(北九州市 書面開催)
- (4) 民生委員・児童委員リーダー研修会
(未定)
- (5) 全国児童委員・主任児童委員活動研修会
(未定)
- (6) 全国民生委員指導者研修会 (全国民生委員大学)
(令和6年2月予定)
- (7) 県社協民生委員児童委員部会及び事業
- (8) その他必要と認めた会議等へ代表を派遣

9 関係機関・団体との連携及び関係事業等への参加協力

- (1) 社会福祉協議会への協力
- (2) 関係行政機関等との連絡調整
- (3) 生活福祉資金貸付制度に関する相談支援

10 その他

その他目的達成のために必要な事業の実施

令和5年度 一般会計収入支出予算書

(自)令和5年4月1日 (至)令和6年3月31日

収入の部

単位:円

款 項 目	本年度予算額	昨年度予算額	比較増減	付 記
1 会費	10,264,400	10,257,700	6,700	
1 会費	10,264,400	10,257,700	6,700	
1 市民児協会費	10,264,400	10,257,700	6,700	2,700円×1,532名 市民児協会費1,500円+事務分担金1,200円 1,900円×1,532名 全国民生委員互助事業会費 700円×1,532名 全民児連分担金 800円×1,532名 神奈川県社協会費 600円×1,532名 市社協会費
2 市補助金	42,577,500	43,332,500	△ 755,000	
1 市補助金	42,577,500	43,332,500	△ 755,000	
1 地区民児協会会長等活動費	1,539,000	1,539,000	0	27,000円×57名
2 民児協育成交付金	33,287,500	33,142,500	145,000	地区民児協補助(14,500円×1,665名(定員)+地区割)
3 市民児協補助金	6,723,000	6,723,000	0	会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雇用費、調査費、広報活動費、共励研修費、活動促進費他
4 民生委員の日活動補助金	463,000	463,000	0	顕彰式典開催費 区活動強化推進費(民生委員の日取組費)
5 主任児童委員研修会開催補助金	90,000	90,000	0	主任児童委員研修会経費
6 全国主任児童委員研修会参加費補助金	81,000	81,000	0	全国主任児童委員研修会
7 主任児童委員部会運営費補助金	324,000	324,000	0	54,000円(川崎区)+45,000円×6区
8 こども施策調整費補助金	70,000	70,000	0	各区児童委員活動補助
9「活動の手引き」作成補助金	0	900,000	△ 900,000	改選年のみ
3 委託金	540,000	540,000	0	
1 市委託金	540,000	540,000	0	
1 全国大会出席委託金	540,000	540,000	0	全国民生委員児童委員大会
4 交付金	2,121,900	4,916,500	△ 2,794,600	
1 全社協交付金	1,223,400	3,723,000	△ 2,499,600	
1 民生委員互助共励事業費	1,223,400	3,723,000	△ 2,499,600	互助給付金500,000円、地方共励事業費137,800円(90円×1,532人) 指定民児協育成費126,000円、共励事務費459,600円(300円×1,532人)
2 県社協交付金	399,000	397,000	2,000	
1 県社協交付金	399,000	397,000	2,000	R4年度実績
3 市社協交付金	499,500	796,500	△ 297,000	
1 民児協育成費	499,500	496,500	3,000	300円×1,665名(定員)
2「活動の手引き」作成費	0	300,000	△ 300,000	改選年のみ
5 配分金収入	0	0	0	
1 配分金収入	0	0	0	
1 県共同募金配分金	0	0	0	
6 負担金収入	798,000	1,270,000	△ 472,000	
1 負担金収入	798,000	1,270,000	△ 472,000	
1 負担金収入	798,000	1,270,000	△ 472,000	全国大会(24,000円×25名) 常任理事研修(18,000円×11名)
7 活動支援拠入金収入	0	0	0	
1 活動支援拠入金収入	0	0	0	
1 活動支援拠入金収入	0	0	0	
8 雑収入	1,000	1,000	0	
1 雑収入	1,000	1,000	0	
1 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
9 特別会計繰入金収入	0	0	0	
1 特別会計繰入金収入	0	0	0	
1 特別会計繰入金収入	0	0	0	
10 繰越金	3,500,000	7,000,000	△ 3,500,000	
1 繰越金	3,500,000	7,000,000	△ 3,500,000	
1 繰越金	3,500,000	7,000,000	△ 3,500,000	令和4年度からの繰越金
収 入 合 計	59,802,800	67,317,700	△ 7,514,900	

支出の部

単位:円

款 項 目	本年度予算額	昨年度予算額	比較増減	付 記
1 運営費	7,157,200	7,017,200	140,000	
1 会議費	420,000	400,000	20,000	
1 会議費	420,000	400,000	20,000	理事会・常任理事会・監事会・正副会長会議等開催経費
2 事務諸費	6,737,200	6,617,200	120,000	
1 旅費交通費	180,000	150,000	30,000	職員旅費・日当、大会等参加負担金
2 印刷製本費	120,000	150,000	△ 30,000	会長手帳、予算・決算書印刷費
3 通信運搬費	300,000	250,000	50,000	電話代、郵送料、運送費等
4 消耗備品費	250,000	250,000	0	事務用品費、備品購入費等
5 雇用費	4,780,000	4,710,000	70,000	事務局員・アルバイト雇用費
6 渉外費	50,000	50,000	0	慶弔費等
7 賃借料	277,200	277,200	0	パソコン3台・ノート型パソコン1台のリース料金(月額23,100円)
8 雑費	780,000	780,000	0	振込料、共益費、電気代、コピー代、リソグラフ代、会計システム等
2 事業費	10,487,800	18,227,400	△ 7,739,600	
1 互助共励事業費	1,896,000	4,596,000	△ 2,700,000	
1 全社協給付金	500,000	3,000,000	△ 2,500,000	傷病見舞金、死亡弔慰金等
2 市民児協給付金	350,000	550,000	△ 200,000	傷病見舞金、死亡弔慰金等
3 共励研修費	920,000	920,000	0	各種研修会開催経費
4 指定民児協育成費	126,000	126,000	0	2地区民児協
2 大会等参加費	3,750,000	2,950,000	800,000	
1 全国大会等参加費	3,200,000	2,400,000	800,000	全国民生委員児童委員大会(広島市)参加費 300万円 全民児連開催研修会参加費 20万円
2 関プロ等参加費	550,000	550,000	0	関プロ大会(新潟市)参加費、指定都市社協民児連(北九州市)は書面開催
3 民児協活動費	4,841,800	10,681,400	△ 5,839,600	
1 調査費	680,000	1,900,000	△ 1,220,000	常任理事視察研修
2 広報活動費	650,000	800,000	△ 150,000	ホームページ管理費、情報誌発行経費(82・83号)
3 顕彰式費	580,000	0	580,000	顕彰式典開催経費(R4年度は50周年記念事業費に含む)
4 部会活動費	150,000	150,000	0	主任児童委員部会、施設見学
5 委員会活動費	200,000	200,000	0	各委員会活動費(情報誌編集委員会、研修企画委員会)
6 活動促進費	2,581,800	2,581,400	400	20,000円×7区 民生委員の日取組み費 50,000円×7区 区研修費 54,000円+45,000円×6区 区主任児童委員部会助成金 45,000円×7区 区児童委員活動推進費 15,000円×56地区 地区活動促進費 400円×1,532名 区民児協育成費
7 手引き作成費	0	1,250,000	△ 1,250,000	改選年のみ(委員会開催費用・印刷費を含む)
8 50周年記念事業費	0	3,800,000	△ 3,800,000	R4年度のみの事業
3 交付金	34,826,500	34,681,500	145,000	
1 交付金	34,826,500	34,681,500	145,000	
1 地区民児協会長等活動費	1,539,000	1,539,000	0	27,000円×57名
2 民児協育成交付金	33,287,500	33,142,500	145,000	地区民児協補助(14,500円×1,665名(定員)+地区割)
4 負担金	6,161,300	6,157,100	4,200	
1 負担金	6,161,300	6,157,100	4,200	1,900円×1,532名 全国民生委員互助事業会費 700円×1,532名 全民児連分担金 800円×1,532名 県社協会費 600円×1,532名 市社協会費 20円×1,665名 関プロ会費
5 活動支援拠出金支出	0	0	0	
1 活動支援拠出金支出	0	0	0	
1 活動支援拠出金支出	0	0	0	
6 特別会計繰出金支出	0	0	0	
1 特別会計繰出金支出	0	0	0	
1 特別会計繰出金支出	0	0	0	
7 予備費	1,170,000	1,234,500	△ 64,500	
1 予備費	1,170,000	1,234,500	△ 64,500	
1 予備費	1,170,000	1,234,500	△ 64,500	
支 出 合 計	59,802,800	67,317,700	△ 7,514,900	

令和5年度 特別会計福祉基金収入支出予算書

(自)令和5年4月1日 (至)令和6年3月31日

収入の部

単位:円

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1 福祉基金積立金	41,256,010	41,418,000	△ 161,990	
1 福祉基金積立金	41,256,010	41,418,000	△ 161,990	
1 福祉基金積立金	41,256,010	41,418,000	△ 161,990	
2 雑収入	1,000	4,000	△ 3,000	
1 雑収入	1,000	4,000	△ 3,000	
1 雑収入	1,000	4,000	△ 3,000	預金利息
収 入 合 計	41,257,010	41,422,000	△ 164,990	

支出の部

単位:円

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1 福祉基金積立金	41,057,010	41,222,000	△ 164,990	
1 福祉基金積立金	41,057,010	41,222,000	△ 164,990	
1 福祉基金積立金	41,057,010	41,222,000	△ 164,990	
2 助成金	200,000	200,000	0	福祉資金基金果実運用に関する要綱により区50,000円、地区30,000円を助成する。
1 助成金	200,000	200,000	0	
1 助成金	200,000	200,000	0	
3 繰出金	0	0	0	
1 繰出金	0	0	0	
1 繰出金	0	0	0	
支 出 合 計	41,257,010	41,422,000	△ 164,990	

令和3年度積立合計額 41,415,010 円

令和4年度収入(利息概算) 1,000 円

令和4年度支出(助成金・繰出金) 160,000 円

令和5年3月31日 概算 41,256,010 円

資 料

1	川崎市民生委員児童委員協議会会則	P 2 7 ～ 2 9
2	川崎市民生委員児童委員協議会会費規程	P 3 0
3	川崎市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会設置規程	P 3 1
4	川崎市民生委員児童委員協議会研修企画委員会設置規程	P 3 2
5	川崎市民生委員児童委員協議会情報誌編集委員会設置規程	P 3 3
6	川崎市民生委員児童委員協議会福祉基金設置規程	P 3 4
7	川崎市民生委員児童委員協議会福祉基金果実運用に関する要綱	P 3 5
8	川崎市民生委員児童委員協議会「民生委員児童委員活動の手引き」 作成委員会設置要綱	P 3 6
9	川崎市民生委員児童委員協議会会長表彰・感謝規程	P 3 7
10	川崎市民生委員児童委員協議会慶弔規程	P 3 8
11	川崎市民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱	P 3 9
12	民生委員互助事業・慶弔関係一覧	P 4 0
13	川崎市民生委員児童委員協議会組織図 役員・理事名簿 部会・委員会名簿	P 4 1 ～ 4 3

川崎市民生委員児童委員協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 本会は川崎市民生委員児童委員協議会と称し、下記の会員をもって構成する。
- 2 この会員は、民生委員法に基づく民生委員とし、その委嘱を受けた時から全市民生委員児童委員は、会員となる。

(事務所の所在地)

- 第 2 条 本会は事務所を社会福祉法人川崎市社会福祉協議会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第 3 条 本会は民生委員児童委員精神の昂揚に努め、会員相互の研究修養並びに連絡協調を促進し、民生委員児童委員活動の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 区民生委員児童委員協議会の連絡調整に関する事
 - (2) 民生委員児童委員の資質の向上に関する事
 - (3) 民生委員児童委員の互助共励に関する事
 - (4) 関係諸機関及び団体との連絡協調に関する事
 - (5) 民生委員児童委員活動及び社会福祉事業の普及啓発に関する事
 - (6) 民生委員児童委員活動における表彰選奨に関する事
 - (7) その他本会の目的達成に必要な事

第3章 役 員

(役 員)

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 常任理事 9 名
 - (4) 理 事 5 7 名
 - (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

- 第 6 条 会長、副会長は常任理事の互選とし、理事会の承認を得なければならない。
- 2 常任理事は、各区民生委員児童委員協議会の会長をもって充てる。ただし、川崎区からの常任理事は各福祉地区の代表とする。
- 3 理事は各地区民生委員児童委員協議会の会長及び本会主任児童委員部会代表をもって充てる。
- 4 監事は地区民生委員児童委員協議会副会長又は会計の職にある者のうちから常任理事会が推薦し、理事会において、選任する。
- 5 監事は常任理事及び理事、事務局長、職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第 7 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 常任理事は常任理事会を組織し会務を掌理する。
- 4 理事は理事会を組織し会務の重要案件について議決する。
- 5 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

- 第 8 条 本会役員の任期は、役員に選任されたときの民生委員児童委員の委嘱期間とする。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は民生委員児童委員協議会の事業に関する分野で実績があり、その豊富な経験と見識を有する人を常任理事会で推薦し、理事会の承認を得、会長が委嘱する。
- 3 顧問は常任理事会及び理事会に出席して助言又は意見を具申することができる。
- 4 任期については、役員の任期に準じる。

第 4 章 常任理事会

(常任理事会)

第 10 条 会議は常任理事をもって構成する常任理事会とし、会長が招集しその議長となる。

- 2 常任理事会は常任理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 常任理事会の議事は議長を除く出席理事の過半数をもってこれを決し可否同数のときは、議長がこれを決する。

(業務)

第 11 条 常任理事会は、本会会則に別段の定めのあるもののほか、本会の業務の決定を行う。又、次の事項について審議する。

- (1) 予算並びに事業計画に関する事
- (2) 決算並びに事業報告に関する事
- (3) 会則、規程の制定並びに改廃に関する事
- (4) 正副会長の互選及び監事並びに顧問の推薦に関する事
- (5) その他会長が附議した事

第 5 章 理事会

(理事会)

第 12 条 会議は理事をもって構成する理事会とし、会長が招集する。

- 2 理事会は理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度理事より選任する。
- 4 理事会の議事は議長を除く出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 議長及び議長より指名を受けた理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 6 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、議長にその権限を委任し、又は、書面をもって議決に加わることができる。

(議決事項)

第 13 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 予算並びに事業計画に関する事
- (2) 決算の認定並びに事業報告に関する事
- (3) 会則、規程の制定並びに改廃に関する事
- (4) 役員の選任並びに解嘱に関する事
- (5) その他本会事業運営上の重要事項として会長が附議した事

(会長専決処分)

第 14 条 常任理事会又は理事会の決議を経なければならない事項で緊急実施を要し、会議を招集する時がないと認めたときは、会長がこれを専決し、事後においてその報告を行うものとする。

第6章 部会・委員会

(任 務)

第15条 本会の目的を達成するために必要な調査、研究及び実践活動を行うため、主任児童委員部会、並びに必要なに応じ部会及び委員会を設ける。

(主任児童委員部会)

第16条 主任児童委員部会は、主任児童委員相互の連携と、活動の強化を推進する。

2 この部会は、各区の主任児童委員代表で構成する。

(運 営)

第17条 部会、委員会ごとに運営内規を設けることができる。

第7章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第19条 会員は、会費を拠出するものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経理処理)

第21条 会費の額及び徴収方法、その他必要な事項は、規程で定める。

第8章 事 務 局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

第23条 事務局に事務局長及び専任職員を置く。

第9章 区民生委員児童委員協議会

(設 置)

第24条 行政区を単位として区民生委員児童委員協議会を設置する。

(任 務)

第25条 区民生委員児童委員協議会の任務は次のとおりとする。

(1) 区内の民生委員児童委員の資質の向上に関すること

(2) 当該行政区域を管轄する関係行政機関との連絡協調に関すること

(3) その他民生委員児童委員活動に関すること

(組 織)

第26条 区民生委員児童委員協議会は当該区の全民生委員児童委員をもって組織する。

(委 任)

第27条 本会則に規定するもののほか、区民生委員児童委員協議会の運営について、必要な事項は当該区民生委員児童委員協議会において定める。

附 則

この会則は平成21年3月18日一部改正、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年5月28日から施行する。

この会則は平成24年5月24日一部改正、平成24年4月1日から施行する。

昭和47年4月1日施行の会則は廃止する。

この会則は令和元年11月13日一部改正、令和元年12月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市民生委員児童委員協議会会則（以下「会則」という。）第7章21条の規定に基づき、川崎市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の会員が納める会費の額および徴収方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類および額)

第2条 会費は、一人あたり年額6,700円とする。

2 会費の内訳は、次のとおりとする。

(1) 市民児協（会費1,500円＋事務分担金1,200円）	2,700円
(2) 全国民生委員互助共励事業会費	1,900円
(3) 全国民生委員児童委員連合会分担金	700円
(4) 神奈川県社会福祉協議会会費	800円
(5) 川崎市社会福祉協議会会費	600円

(会費の支払者および徴収方法)

第3条 会費を納める会員は4月1日時点で市民児協会員である者とする。

2 前項の会員は、会費の支払を所属する地区民生委員児童委員協議会会長（以下「各地区会長」という。）へ委任し、各地区会長が市民児協へ振り込むこととする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会設置規程

(目 的)

第1条 この部会は、川崎市民生委員児童委員協議会会則第16条に基づいて設置し、全市主任児童委員の資質の向上及び活動の推進をはかるために、7区の主任児童委員組織の連絡調整をおこない、必要な事業をおこなう。

(構 成)

第2条 この部会は、7区の主任児童委員代表で構成する。

(役 員)

第3条 この部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

(役員を選出)

第4条 この部会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長、副部会長は、部会員の互選とする。
- (2) 部会員のうち、7区の代表は、各区の主任児童委員組織の代表2名（川崎区は3名）とする。

(役員の職務)

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 部会員は、部会を組織し、事業を推進する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 この部会は、必要に応じて開催する。

- 2 この部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 3 この部会の協議事項は、市民児協常任理事会並びに理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成7年5月22日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会研修企画委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、川崎市民生委員児童委員協議会会則第15条に基づいて設置し、民生委員児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動に活かすことができる内容や地域が抱える問題事項等を考慮した効果的な研修を企画実施することを、目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、次のかかげる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 常任理事 | 1名 |
| (2) 各区民生委員児童委員代表 | 7名 |
| (3) 主任児童委員代表 | 1名 |
| (4) 関係行政機関 | 若干名 |

(役 員)

第3条 委員会に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |

(役員を選出)

第4条 委員会の役員を選出は、委員長には常任理事が当り、副委員長には構成委員の互選とする。

(役員職務)

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。 |
| (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 |

(役員任期)

第6条 役員の任期は、次のとおりとする。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。 |
| (2) 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 |

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて開催する。

- | |
|--|
| (1) この委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 |
| (2) この委員会の協議事項は、市民児協常任理事会に報告しなければならない。 |

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民児協事務局に置く。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会情報誌編集委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、川崎市民生委員児童委員協議会会則第15条に基づいて設置し、川崎市民生委員児童委員協議会の「情報誌」を企画編集し発行することを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、次のかかげる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 常任理事 | 1名 |
| (2) 各区民生委員児童委員代表 | 7名 |
| (3) 主任児童委員代表 | 1名 |

(役 員)

第3条 委員会に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |

(役員を選出)

第4条 委員会の役員を選出は、委員長には常任理事が当り、副委員長には構成委員の互選とする。

(役員職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。 |
| (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 |

(役員任期)

第6条 役員任期は、次のとおりとする。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。 |
| (2) 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 |

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて開催する。

- | |
|--|
| (1) この委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 |
| (2) この委員会の協議事項は、市民児協常任理事会に報告しなければならない。 |

(事務局)

第8条 この委員会の事務局は市民児協事務局に置く。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会福祉基金設置規程

(設置の目的)

第1条 川崎市における民生委員児童委員の活動充実のため、川崎市民生委員児童委員協議会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の積立て財源は、基金設置の趣旨に賛同する個人及び各種団体等からの寄付金等をもって充てる。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金やその他最も確実な方法により保管しなければならない。

(特別会計の設置)

第4条 基金に係わる歳入、歳出の状況を明らかにするため、特別会計を設けるものとする。

(運用会計の設置)

第5条 基金の運用から生ずる果実は、予算に計上してこの基金に繰入れ又は活用するものとする。

(運営委員会)

第6条 基金の適正な管理運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員若干名をもって構成する。

3 委員は、川崎市民生委員児童委員協議会会長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

6 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 基金の造成に関すること。

(2) 基金の果実の使途に関すること。

(3) その他基金管理、運営に関すること。

7 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月16日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会福祉基金果実運用に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、民生委員児童委員活動の充実のために川崎市民生委員児童委員協議会が設置した福祉基金果実の運用に関し必要な事項を定める。

(福祉基金果実の使途)

第2条 福祉基金果実の使途は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）並びに区民生委員児童委員協議会（以下「区民児協」という。）の事業に要する経費助成
- (2) 市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の事業に要する費用

(助成の内容)

第3条 地区民児協並びに区民児協の事業に要する経費助成は、対象事業の内容により予算の範囲内において調整のうえ、決定する。

2 助成額は、地区民児協30,000円、区民児協50,000円を限度とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする地区民児協並びに区民児協は、所定の事業計画書（様式1）に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて区民児協を通じて市民児協会長に提出する。

(助成の決定)

第5条 市民児協会長は、提出された事業計画書を福祉基金運営委員会並びに市民児協常任理事会に諮り、審査のうえ、決定する。

2 市民児協会長は、審査の結果をすみやかに申請者に通知し、助成金を交付する。

(助成の報告)

第6条 助成を受けた地区民児協並びに区民児協は、事業終了後、所定の事業報告書（様式2）に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて区民児協を通じて市民児協会長に提出する。

(市民児協の事業に要する費用)

第7条 市民児協会長は、市民児協の事業に要する費用として使用する場合、対象となる事業計画を福祉基金運営委員会並びに市民児協常任理事会に諮り、審議のうえ、市民児協理事会において決定する。

(結果の報告)

第8条 市民児協会長は、福祉基金果実の使途結果について、市民児協理事会に報告する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉基金運営委員会並びに市民児協常任理事会に諮り、市民児協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月27日から施行する。

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会
「民生委員児童委員活動の手引き」作成委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という）会則第15条に基づき、活動の手引き作成委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 市民児協副会長 | 1名 |
| (2) 市民児協理事（各区1名） | 7名 |
| (3) 主任児童委員部会 | 1名 |
| (4) 川崎市健康福祉局 | 1名 |
| (5) その他委員長が必要と認めた者 | |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は一斉改選時の11月末日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選出)

第4条 委員会に委員長並びに副委員長を置く。

2 委員長並びに副委員長は、委員の互選とする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

(会 議)

第7条 この委員会の協議事項は、市民児協常任理事会並びに理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 この委員会の事務局は市民児協事務局に置く。

附 則

この要綱は、平成22年1月26日より施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会会長表彰・感謝規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、永年にわたり民生委員児童委員活動に従事した者、又従事し亡くなられた者に対し、川崎市民生委員児童委員協議会会長（以下「市民児協会長」という）が表彰及び感謝の意を表して、その功績を称え、労をねぎらうために必要な事項について定める。

(表彰の基準日及び対象者)

第2条 毎年11月30日にする。民生委員児童委員として20年以上在職（通算も含む）している者とする。ただし、既に市民児協会長表彰を受けた者は除く。

(感謝の対象)

第3条 感謝の対象は、民生委員児童委員として前年5月1日から本年4月30日のまでの間に現職で亡くなられた者とする。

(表彰及び感謝の方法)

第4条 表彰及び感謝は、川崎市民生委員児童委員顕彰式典において、表彰状、感謝状及び記念品の贈呈をもって行う。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和62年11月10日から施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会 慶 弔 規 程

1 趣 旨

川崎市民生委員児童委員協議会役員等の慶弔に際し、役員としての労に報いるとともに、友好と親睦をはかるため、慶弔金品を贈呈するものとする。

2 対 象

対象となる役員等とは、次の者をいう。

- (1) 顧 問
- (2) 理 事
- (3) 監 事
- (4) その他、本会会長が特に認めた者

3 慶弔の基準

- | | |
|--|-----|
| (1) 役員等が死亡したとき | 生 花 |
| (2) 役員等が厚生労働大臣表彰、藍綬表彰、生存者叙勲等を受章（彰）したとき | 生 花 |
| (3) その他、本会会長が必要と認めたとき | 適 宜 |

4 運 営

- (1) 本会正副会長が、運営の責任にあたる。
- (2) 運営資金は、本会予算をもってあてる。

附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

川崎市民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱

1 目 的

この事業は、川崎市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）会則第4条第1項第2号に基づき、会員の互助を目的として、その親睦をはかるものとする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市民児協とする。

3 会員及び運営資金

会員は川崎市民生委員児童委員全員とし、市民児協の予算をもって運営資金とする。

4 互助事業

会員が次の各号の1に該当した場合、当該各号の定めるところにより、弔慰、見舞いを行う。

(1) 死亡弔慰

- ア．公務上死亡したとき（公務死亡） 80,000円
(一般死亡に50,000円を加算)
- イ．会員が死亡したとき（一般死亡） 30,000円
- ウ．会員の配偶者が死亡した時（配偶者死亡） 5,000円

(2) 傷病見舞

- ア．公務上傷病を受けた時
 - (ア) 2カ月以上 28,000円
(一般傷病に20,000円を加算)
 - (イ) 1カ月以上2カ月未満 26,000円
(一般傷病に20,000円を加算)
- イ．会員が重傷病にかかったとき（一般傷病）
 - (ア) 2カ月以上 8,000円
 - (イ) 1カ月以上2カ月未満 6,000円

(3) 災害見舞（火災のみ）

- 会員の居宅が火災（全焼、半焼、部分焼いずれも可）にあったとき
10,000円

(4) 退任慰労

- 会員が改選時に20年以上在任し、定年をむかえる時（5,000円相当の記念品）

5 申請の手続き

地区民児協会長は、管内の民生委員またはその遺族から死亡、傷病または災害に対して申し出があったときは、その事実を確認の上、市民児協会長あて申請する。

ただし、全国民生委員互助共励事業による給付金申請書（全国互助様式第2号）の提出をもって、これにかえることができる。

附 則

この要綱は、平成2年10月19日から施行する。

この要綱は、平成21年8月28日一部改正 平成22年4月1日から施行する。

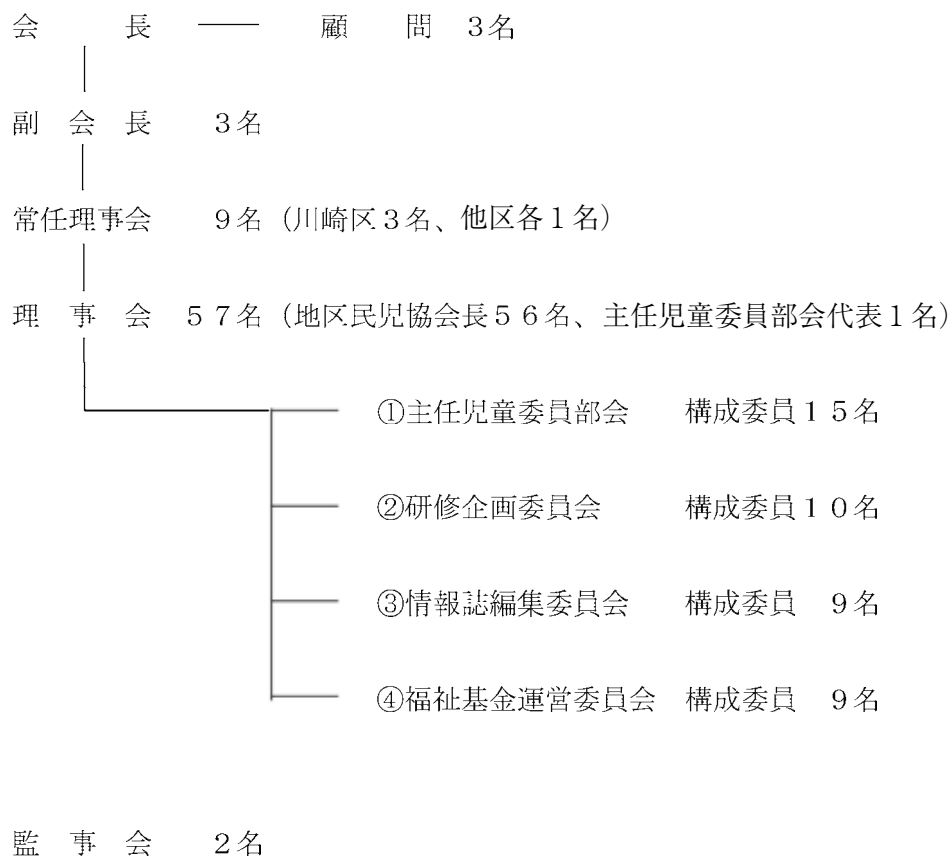
民生委員互助事業・慶弔関係一覧

(令和4年12月1日改定)

種 別		全民児連	市民児協	市社協	県社協	川崎市	その他
1 死亡 弔慰	公務上死亡した時 (公務死亡)	100,000 円 ～200,000 円	80,000 円	5,000 円	3,000 円	会長 10,000 円 + 生花 一般 5,000 円 + 生花	弔辞 厚生労働大臣 川崎市長 全民児連会長 市社協会長
	死亡した時 (一般死亡)	30,000 円	30,000 円				
	配偶者が死亡した時 (配偶者死亡)	10,000 円	5,000 円	—	—	—	
2 傷病 見舞	公務上傷病にかかっ た時 (公務傷害) (公務疾病)	30,000 円 ～150,000 円	28,000 円	—	—	5,000 円	
				—	—		
	重傷病にかかった時 (一般傷病)	10,000 円	8,000 円	—	—	1か月以上入院 加療した場合 5,000 円	
3 災害 見舞	会員が災害を受けた 時	100,000 円	(火災のみ) 10,000 円	—	—		
		50,000 円		—	—		
	会員が退任した時	記念品 7,000 円相当	改選時に 20 年以上在 任し定年を迎えた時 記念品 5,000 円相当	—	—	在任1年以上 市長感謝状 記念品	在任6年以上 厚生労働大臣 感謝状
4 退任 慰労	在任9年以上 15 年未満	記念品 5,000 円相当		—	—		
	在任3年を超える9年未満	記念品 3,000 円相当		—	—		

川崎市民生委員児童委員協議会組織図

令和5年4月1日現在



① 主任児童委員部会	全市主任児童委員の、資質の向上及び活動の推進をはかるために、7区の主任児童委員組織の連絡調整と必要な事業を行う。
② 研修企画委員会	民生委員児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動に活かすことができる内容や、地域が抱える問題事項等を考慮した効果的な研修を企画実施する。
③ 情報誌編集委員会	情報誌「川崎民生委員児童委員情報」を企画編集し、年2回（改選年度は3回）発行する。
④ 福祉基金運営委員会	民生委員児童委員活動の充実のために、基金の適正な管理運営を図る。

川崎市民生委員児童委員協議会役員・理事名簿

令和5年4月1日現在

会 長	今 富 子 (麻生区)	顧 問	萩 原 保 夫 富 岡 茂太郎 森 昭 司
副 会 長	星 川 美代子 (川崎区)	村 田 清 子 (幸区)	小 宮 秀 樹 (高津区)
常任理事	横 島 正 志 (川崎区) 山 本 良 子 (宮前区)	山 木 春 雄 (川崎区) 木 澤 静 雄 (多摩区)	田 邊 静 江 (中原区)
理 事	川崎区 野 出 絹 江 (中央第1) 渡 邊 美千子 (中央第2) 秋 元 晴 代 (渡 田) 横 島 正 志 (大 島) 岩 瀬 京 子 (大師第1) 石 川 昌 代 (大師第2) 荒 金 芳 弘 (大師第3) 星 川 美代子 (大師第4) 山 木 春 雄 (田 島) 三ツ森 のり子 (小 田) 幸 区 福 田 巳代子 (南河原) 杉 谷 憲 一 (御幸東第1) 内 田 章 (御幸東第2) 網 屋 英 子 (御幸西第1) 笠 原 好 美 (御幸西第2) 立 花 和 宏 (日吉第1) 村 田 清 子 (日吉第2) 成 川 美知子 (日吉第3) 中原区 田 邊 達 夫 (住吉第1) 田 中 昌 弘 (住吉第2) 大 西 良 和 (玉 川) 山 本 実千代 (丸 子) 佐 野 啓 子 (小杉第1) 伊 藤 孝 子 (小杉第2) 保 坂 幸 江 (大戸第1) 田 邊 静 江 (大戸第2) 内 藤 正 美 (大戸第3) 高津区 川 辺 洋 一 (高津第1) 竹 内 敬 二 (高津第2) 小 柴 博 (高津第3) 程 塚 伸 秀 (高津第4) 小 宮 秀 樹 (橘第1) 田 村 幸 男 (橘第2) 飯 田 嘉 徳 (橘第3) 宮前区 中 里 文 雄 (宮前第1) 今 里 強 (宮前第2) 浮 岳 亮 仁 (宮前第3) 山 本 良 子 (宮前第4) 小谷田 實 (宮前第5) 白 武 初 江 (宮前第6) 秋 山 浩 (向丘第1) 小 川 芳 郎 (向丘第2) 多摩区 木 下 博 行 (稲田東) 木 澤 静 雄 (登 戸) 清 水 理 (菅第1) 小 池 多恵子 (菅第2) 一 柳 宗 義 (稲田中野島) 松 澤 明 美 (生田東) 永 仮 都 子 (生田中央) 及 川 伸 子 (生田第2) 麻生区 豊 田 智 子 (麻生東第1) 今 富 子 (麻生東第2) 森 眞 澄 (麻生東第3) 熊 谷 幸 代 (柿生第1) 大 沼 洋 子 (柿生第2) 梅 澤 馨 (柿生第3) 主任児童委員部会 吉 垣 君 子		
監 事	羽 山 きよみ (小杉第1)	坂 井 正 機 (高津第4)	

主任児童委員部会

部 会 長	吉 垣 君 子（麻生区）		
副部長	金 田 幸 子（中原区） 目 代 由美子（宮前区）		
部 会 員	関 清 恵（川崎区） 伊 藤 理 恵（川崎区） 工 藤 美 雪（川崎区） 川喜田 智 子（幸区） 藤 井 まり子（幸区） 木 梨 信（中原区） 若 林 豊茂美（高津区） 佐保田 三 枝（高津区） 豊 島 このみ（宮前区） 岸 芳 枝（多摩区） 加 藤 ゆ み（多摩区） 高 橋 佳 子（麻生区）		

研修企画委員会

委 員 長	山 本 良 子（常任理事）		
副委員長	佐 野 啓 子（中原区）		
委 員	秋 元 晴 代（川崎区） 杉 谷 憲 一（幸区） 程 塚 伸 秀（高津区） 秋 山 浩（宮前区） 小 池 多恵子（多摩区） 森 眞 澄（麻生区） 岸 芳 枝（主任児童委員） 平 井 香 織（行政）		

情報誌編集委員会

委 員 長	山 木 春 雄（常任理事）		
副委員長	浮 岳 亮 仁（宮前区）		
委 員	三ツ森 のり子（川崎区） 網 屋 英 子（幸区） 田 邊 達 夫（中原区） 飯 田 嘉 徳（高津区） 一 柳 宗 義（多摩区） 大 沼 洋 子（麻生区） 関 清 恵（主任児童委員）		

福祉基金運営委員会

委 員 長	今 富 子（麻生区）		
副委員長	星 川 美代子（川崎区）		
委 員	横 島 正 志（川崎区） 山 木 春 雄（川崎区） 村 田 清 子（幸区） 田 邊 静 江（中原区） 小 宮 秀 樹（高津区） 山 本 良 子（宮前区） 木 澤 静 雄（多摩区）		